

安曇野市地域包括ケア推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 保健、医療、福祉サービス及び地域の社会資源の総合調整を行い、これらのサービスを必要とする市民に総合的にサービス提供を行う安曇野市地域包括ケアシステム(以下「包括システム」という。)の構築及び推進を図るため、安曇野市地域包括ケア推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 包括システムの構築に向けた推進方策の協議及び検討に関すること。
- (2) 包括システム構築のための市民のニーズ又は地域課題、社会資源等の把握に関すること。
- (3) 前号により把握された市民のニーズ又は地域課題に対応し、又は解決するためのサービスの総合調整に関すること。
- (4) 包括システムに必要な地域づくり及び社会資源開発に関すること。
- (5) 前各号以外で包括システム構築及び推進のため協議を必要とする事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市の医療に関係する団体の代表者 4人以内
- (2) 市の介護保険事業に関係する団体の代表者 5人以内
- (3) 市の福祉に関係する団体の代表者 2人以内
- (4) 市の高齢者に関係する団体の代表者 4人以内
- (5) 学識経験を有する者 3人以内
- (6) 行政関係団体の代表者 3人以内
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年間とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(部会)

第7条 推進会議は、専門的な事項を協議するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 各部会に長を置き、会長の指名により定める。

3 部会の長は第2条に定める所掌事項に関し、必要に応じて関係者を招集し、部会会議を開くものとする。

(助言者等)

第8条 推進会議及び部会の運営上必要があるときは専門的知識を有する助言者又は相談員を置

くことができる。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、福祉部高齢者介護課に置く。

(個人情報の保護)

第10条 第3条の推進会議の委員並びに第8条の助言者及び相談員並びに第6条第2項の規定により会議に出席する者(以下「出席者」という。)は、推進会議で知り得た情報の保護に万全を期すとともに、その知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

2 出席者は、誓約書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年7月22日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。